研究費の不正防止に関する仁愛大学内の責任体系図

2015（平成 27）年 3 月 24 日　制定

仁愛大学では、
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日　文部科学大臣決定　平成 26 年 2 月 18 日改正）、
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日　文部科学大臣決定）を踏まえ、責任体系図を以下のとおり制定いたします。

防止計画推進部署
不正防止計画推進委員会

・不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。

相談↑↓検討結果　　連携↓↑

不正行為告発窓口
事務局　経理課

・学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出などを受け付ける。

連携 → ←　**セキュリティ管理委員会**

連携↓↑

連携 → ←　**研究活動委員会**

連携 → ←

最高管理責任者
学長

・本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
・不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
・統括管理責任者（副学長）及びコンプライアンス推進責任者（各学部長、事務長）が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
・定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置をリーダーシップの下に行う。

基本方針の策定、必要な措置 ↓　↑ 状況報告

統括管理責任者
副学長

・最高管理責任者（学長）を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
・統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

具体策の策定 ↓　↑ 状況報告

調査委員会

●本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者とする。
●告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を、国又は国が所管する独立行政法人等に報告する。
●告発等を受け付け、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。
●不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者を含む調査委員会を設置する。

監事 等　連携 ↓　↑ 連携

公認会計士 等　連携 ↓　↑ 連携

コンプライアンス推進責任者
兼　研究倫理教育責任者
人間学研究科長

・自己の管理監督又は指導する部局（人間学研究科）等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者（副学長）に報告する。
・不正防止を図るためコンプライアンス教育、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
・各教職員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

具体策の実施
受講管理・指導　↓↑　状況報告
モニタリング・改善指導

人間学研究科

各研究者　○　○　○　○

コンプライアンス推進責任者
兼　研究倫理教育責任者
人間学部長

・自己の管理監督又は指導する部局（人間学部）等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者（副学長）に報告する。
・不正防止を図るためコンプライアンス教育、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
・各教職員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

具体策の実施
受講管理・指導　↓↑　状況報告
モニタリング・改善指導

心理学科　各研究者　○　○　○　○

コミュニケーション学科　各研究者　○　○　○　○

コンプライアンス推進責任者
兼　研究倫理教育責任者
人間生活学部長

・自己の管理監督又は指導する部局（人間生活学部）等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者（副学長）に報告する。
・不正防止を図るためコンプライアンス教育、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
・各教職員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

具体策の実施
受講管理・指導　↓↑　状況報告
モニタリング・改善指導

健康栄養学科　各研究者　○　○　○　○

子ども教育学科　各研究者　○　○　○　○

コンプライアンス推進責任者
兼　研究倫理教育責任者
事務局　事務長

・自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者（副学長）に報告する。
・不正防止を図るためコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
・各教職員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
・内部監査を行う。

具体策の実施
受講管理・指導　↓↑　状況報告
モニタリング・改善指導

各職員　○　○　○　○　○　○　○　○